

第1回宿泊税検討委員会 各委員の意見と事務局の回答

1. 町の現状・課題認識

要旨	事務局回答
宿泊客増加はコロナ禍からの回復に過ぎず、長期スパンでは右肩下がり。「観光客が増えている」という前提には違和感がある。 那智勝浦はオーバーツーリズムではなく、むしろ客が減っている状況。 簡易宿所が築地エリアだけでなく、浜の宮・那智山・井関・天満・湯川・下里方面など町全域に広がっている。宿泊施設の構造が変化している。	観光客の推移については調査を継続し、注視してまいります。 また、宿泊税を導入することで当町の重要な産業である観光産業を支えるとともに、当町の魅力と観光客の満足度向上を図り、更なる観光客を呼び込みたいと考えております。 観光施策は当町の中心地だけでなく、町内全域を対象とした内容も盛り込むことを検討します。また、施策の結果、観光客数全体を増加させ、中心地以外の宿泊事業者も潤うことを目指します。

2. 町の税収・財政と宿泊税導入の根拠

要旨	事務局回答
観光客によるゴミ収集コスト等を宿泊税導入の根拠とするのは筋が違う。一般会計と仕分けるべき。	宿泊税の使途はあくまで観光振興目的に限定し、その他の財源による使途とは明確に整理します。
「住民生活が良くなる」という説明も、本来は一般会計で対応すべき話であり、宿泊税の導入根拠とするのは違和感がある。宿泊税を導入するなら観光目的・インフラ整備に限定すべきで、住民生活とは切り離すべき。	ご指摘の通り、宿泊税は観光振興や観光インフラの整備に限定すべきであるという点について、事務局としても同意見です。『住民生活が良くなる』と表現した意図につきましては、宿泊税を直接的な住民サービスに充てるということではありません。 本町は、観光客の皆様が訪れるエリアと、住民の皆様が生活するエリアとが重なる部分があり、『観光目的』としてインフラ整備や周辺環境の改善を行うことが、結果として、そこに暮らす住民の皆様の生活環境の向上にも繋がると考えております。 事務局としましては、『観光振興』と『住民の生活を守ること』は切り離されたものではなく、持続可能な観光地づくりへの投資が、ひいては住民にとっての『住みよいまちづくり』に還元されるということを、町民の皆様にも丁寧にご説明し、ご理解をいただきたいと考えております。

3. 事業者・町民の理解

要旨	事務局回答
町から宿泊事業者への説明会を丁寧に開いていただく必要がある。	宿泊事業者説明会を丁寧に実施し、意見集約の場を設けます。
観光目的でない宿泊客をターゲットとするビジネスホテル等にも、宿泊税の必要性を説明してほしい。	宿泊事業者説明会では、観光目的でない宿泊者様にも説明できる内容となるように検討します。 また、ビジネス目的であっても宿泊した方にとってメリットがあるような使途を検討します。
「なぜこの税が必要なのか」に疑問を持つ方は多いと思われる。	宿泊税の必要性・使途を分かりやすく説明する広報資料を作成し、様々な機会を捉えて広く周知していきます。

4. 宿泊税の使途

要旨	事務局回答
プロモーションではなくブランディングに使うべき。今来ている方の満足度向上を優先すべき。	使途の方向性（満足度向上・ブランディング重視）を整理します。
宿泊事業者が徴収代理人として、宿泊客に使途を説明できる状態にする必要がある。	使途を明確化し、事業者が説明できる資料・広報資料（ポスター・リーフレット等）を整備し、周知に努めます。
「何に使われているか」を毎年報告・見える化するべき。	使途の公表・報告の仕組み（年次報告等）を制度に組み込む方向で検討します。
宿泊客に直接還元される使い道にしてほしい。観光防災が最重要課題。	観光防災を使途の重点項目として位置づけることを検討します。
駅前など特定エリアだけに使われると、下里など周辺エリアの事業者にはメリットがない。	使途の地理的バランスの観点も検討材料に加えます。

5. 税額設定・負担感

要旨	事務局回答
那智勝浦は複数人・低単価帯での宿泊が多く、都市部の議論とは前提が異なる。 5,000円に500円は高く見える。	那智勝浦の宿泊料金帯の分布について、宿泊事業者アンケートの結果を参考にし、税額設定が与える影響を試算し、今後の検討委員会にて提示します。
定率・定額・段階制のどれが那智勝浦に適しているかをこの委員会ですっかり精査すべき。	
県・町の両方が課税する「二重課税」感が生じ、高く見えるリスクがある。	現在、県においても宿泊税額は未決定と聞いています。引き続き県と情報共有および協議を行います。
宿泊税導入により近隣市町村（太地町等）に客が流れるリスクのデータを確認すべき。	先行自治体に電話にて聞き取りを行いました。いずれの自治体でも導入後宿泊者数が減少したという事例はなく、事業者においても事例はないと聞いています。
税収は1億円を目指さなくても5,000万円程度でも十分ではないか。	宿泊税収入が十分でない場合、導入にかかる事務的負担が大きいうえに、観光施策の財源として不十分となる恐れがあります。 また、税収額の大小にかかわらず事業者の皆様の徴収にかかる事務負担は変わらず、導入のメリットが薄れる恐れがあります。

6. 入湯税との整理

要旨	事務局回答
宿泊税導入には反対しないが、入湯税と併用するなら入湯税を引き下げるべき（大型旅館は150円→引き下げ、民宿は10円程度に）。	入湯税の標準税率は、地方税法上、宿泊1人1日150円と定められています。ただし、自治体が条例を定めることにより、標準税率を超えた税率（超過課税）や、施設の種別・宿泊料金に応じた段階的な税率を設けることが法律上は可能です。 一方で入湯税については、観光振興に加え、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備などにも充てる目的税であり、本町としては、これらの財源としてもなお必要であると考えています。現状においても、こうした目的に対して十分な財源がある状況ではないことから、入湯税については基本的に現行水準を維持したいと考えています。 別添資料参照「入湯税導入団体の課税状況(他府県・県内自治体)」
入湯税も宿泊税も「観光振興」が目的であり、同じ目的の法定税と法定外税が重なる整合性の問題がある。	入湯税は、観光振興に加え、温泉地の基盤整備や衛生・消防などに、宿泊税は宿泊者の利便性向上や受入環境整備などに活用することで、役割分担を整理していきたいと考えています。

7. 特別徴収義務者（宿泊事業者）の負担

要旨	事務局回答
宿泊税は申告税であり、宿泊者数を町が把握する手段がなく、適正徴収の確認が困難。	宿泊税は特別徴収による申告納入を基本とするため、適正な申告・納入を確保するための仕組みづくりが重要であると認識しています。町としては、先行自治体の例も参考にしながら、帳簿書類の保存や申告内容の確認方法等を整理し、制度の適正な運用に努めてまいります。
徴収代理をするだけで事業者にはメリットがなく、むしろ負担。この認識を共有してほしい。	宿泊事業者の皆様には、宿泊税の徴収、申告及び納入に係る実務を担っていただくことから、一定の事務負担が生じるものと認識しています。そのため、特別徴収交付金やシステム整備費等補助金、申告手続の簡素化などにより、できる限り負担の軽減を図る考えです。
徴収事務に要する時間・残業代等のコストは相当なもの。	徴収事務に伴う人的・時間的コストは重要な課題であると認識しています。町としては、宿泊事業者の実務負担に配慮し、交付金の設定や申告方法の工夫、導入時支援などを通じて、事務負担の軽減につながる制度設計を行ってまいります。
簡易宿所はPMS（宿泊管理システム）を導入していないケースが多く、データ管理・申告が大きな負担になる。	簡易宿所など、施設の規模や運営形態によって事務処理体制に差があることは重要な視点であると認識しています。そのため、PMS未導入施設も含めて対応できるよう、分かりやすい申告方法や相談しやすい支援体制を整えることが必要であると考えています。
商工会としても支援業務が増えることへの懸念がある。	商工会をはじめとする関係団体の皆様には、宿泊税の周知や申告支援などご協力をお願いする場面があるかと思います。町としては、関係団体の皆様と連携しながら、負担が過度に偏らないよう進めてまいります。

8. 今後のスケジュール

要旨	事務局回答
現行スケジュールは短すぎるのではないかと。事業者への丁寧な説明・合意形成に時間が必要。	導入までのスケジュールについては、事業者様や住民説明等を丁寧に行うとともに、検討委員会の皆様と慎重に検討し、柔軟に対応してまいります。
委員会開催だけでなく、民宿組合等への個別説明の機会も設けてほしい。	宿泊事業者説明会の開催数を増やすなど、頻度、内容の充実を図り、丁寧な説明を心がけます。